

# 解剖学会若手研究者の会 運営規約

## 第1条(会の目的)

本会は、全国の解剖学および関連分野に関心をもつ有志により構成され、相互の交流と協力によって学問的視野を広げるとともに、研究会や共同研究の促進を通じた解剖学分野の連帯により、将来の解剖学の発展に貢献することを目的とする。

## 第2条(名称)

本会は、「解剖学会若手研究者の会」という。

## 第3条(所在地)

この会の所在地を以下に置く。

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 (一財)口腔保健協会内

## 第4条(会員)

解剖学会若手研究者の会メーリングリスト(ML)に登録することを参加の条件とする。

## 第5条(役員)

本会は、会の運営のために役員をおく。

役員は運営委員会において委員長などの役職を決める、また、代表者1名を置く。

また、代表者は解剖学会若手研究者の会代表の権限をもつものとする。

運営委員会は必要に応じ、若手研究者の会参加者より役員を選出することができる。選出された役員の承認は解剖学会若手研究者の会総会において行う。

役員のうち2名は、招聘に応じて日本解剖学会若手育成委員会委員(任期2年)に就任する。

## 第6条(会費)

本会の会費は無料とする。運営資金は日本解剖学会からの運営交付金【特別事業積立金(一般)・(終身会費専用)】によって運営する。必要に応じて夏/春の学校等の企画ではその都度参加費を徴収する。

## 第7条(運営)

本会の運営事項は、第5条で定めた役員からなる解剖学会若手研究者の会運営委員会と会員の参加による総会において行う。役員の承認は解剖学会若手研究者の会総会において行う。運営委員会において、会員全員の議決が必要とされた場合は会員の投票により行動方針等の決定を行う。

- (1) 総会は年に1回、日本解剖学会総会・全国学術集会期間中に開催する。会は役員1/2以上の出席を持って成立し、出席者の過半数の賛成を得て決議する。
- (2) 委員長や代表などは、役員もしくは、役員経験者の中から候補者が推薦され解剖学会若手研究者の会総会で承認される。
- (3) 会員は希望に応じて、春/夏の学校・企画シンポジウムなどの事業に参加して活動を行う。
- (4) 会計は、運営委員会で報告された後、日本解剖学会若手研究者の会総会で承認される。
- (5) 役員の任期は最長4年までとする。再任は認めない。

## 第8条（設立）

本会「解剖学会若手研究者の会」は令和元年5月1日に設立した。

## 第9条（規約の施行）

本規約は令和3年3月29日より施行する。

## 第10条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

会の役員は次の会員とする。

<委員長>

東京医科歯科大 臨床解剖学分野 室生 暁（代表）

東京大学 神経細胞生物学教室 柏木 有太郎

名古屋大学大学院医学系研究科 細胞生物学分野 服部 祐季

滋賀医科大学 解剖学講座 神経形態学部門 井原 大

<若手研究者の会の予算について>

\*2023年3月18日に行われた一般社団法人日本解剖学会2023（令和5）年度定時社員総会において、

IV.審議事項 10.終身会費の特定資産化と会費規程の一部改正があり、  
会費規程第3条5項に「若手育成の目的に使用するものとする」と追記する一部改正が行われた。改正により、特別事業積立金（終身会費専用）を解剖学会若手研究者の会の事業に使うことができる。

\*特別事業積立金（終身会費専用）を使う場合は、若手研究者の会による具体的な予算計画を常務理事会(若手研究者の会 担当理事を通じて)で確認した上で、執行する。

(日本解剖学会 2022(令和 4)年度第 2 回理事会 5. 終身会費の特別会計化と使途について)

本規約は、令和 5 年 3 月 2 0 日に改正した。